

**安心確実な遺言** (遺言のすゝめ その2)

リーガルバンクさかいでは、遺言の作成を強くお勧めしております。

第3号の法律ミニコラムでも申し上げましたが、遺言は、「書くこと」が一番大切です。

とは言うものの、遺言書はおもに三種類あり、具体的に作成するにあたっては、そのメリットデメリットをご理解いただく必要はあります。

そこで、今後このコラムで三種類の遺言書を順番にご紹介してまいります。

まず今回はその中でも、「安心確実」と言われる『公正証書遺言』についてみていきましょう。

**公正証書の一番の強みは高い証拠能力にあります！**

①公証人が作成します

公正証書遺言は、公証役場で作成されます。公証人が認証するため、最も証拠能力が高く、形式不備によって遺言書が無効となる恐れがありません。

②原本は公証役場で保管されます

遺言書の原本は公証役場で保管されるため、偽造、変造、紛失、隠匿等の恐れがありません。

③効力発生後の手続きが不要

公正証書遺言は、自筆証書遺言等で必要となる裁判所手続きが不要です。詳細は自筆証書遺言のところでご説明いたします。

<デメリットもありますが・・・>

上記のように公正証書遺言は、作成後に無効となったり紛失したりする可能性が最も低い「安心確実」な遺言書といえます。その一方で、作成前に公証人との打合せが必要であったり、公証人への費用がかかるといったデメリットもあります。

その結果、遺言書を作りたいと思っても何となく二の足を踏んでしまうこともあるでしょう。

そんなときは、リーガルバンクさかいへご連絡下さい。

リーガルバンクさかいへお任せいただければ・・・

①公証人費用を含めた概算見積もりを無料でいたします。(見積もりには一定の資料が必要です。)

②公証人との事前打合せを代行いたします。

気になってはいるけれど、「いきなり公証役場に行くのは不安」、「何度も打合せするのは大変そう」、「とりあえずどれくらいかかるのか知りたい」といった方は、この機会に是非ご連絡下さい。

ご相談はお気軽に

法務コンサルタント **リーガルバンクさかい**

〒590-0076 堺市堺区北瓦町二丁4番16号 堺富士ビル4階

TEL 072-226-1501 FAX 072-226-1511

## <シリーズ「遺言のすゝめ」 次回は?>

次回の「遺言のすゝめ」は、「手書きの遺言」である自筆証書遺言について、そのメリットとデメリットを中心に解説いたします。第10号(2014.6.10発行予定)への掲載を予定しております。

リーガルバンクさかいでは、遺言の作成に関するサポート業務を行っておりますので、この機会に是非ご利用下さい。来所でのご相談(1時間程度)は無料です。事前にメール又はお電話にてご予約下さい。

### 法務コンサルタント リーガルバンクさかい

#### <サービス一覧>

##### ・不動産登記

⇒不動産購入による名義変更や、住宅ローンの完済による抵当権の抹消登記など。

##### ・相続手続き

⇒不動産や金融機関口座の名義変更から、遺産分割協議書の作成、相続税に関するご案内など。

##### ・遺言作成手続き

⇒公正証書や自筆証書遺言の作成サポート、生前の相続対策のご相談など。

##### ・成年後見等手続き

⇒成年後見等制度を利用して、ご高齢や障害のある方の権利を守ります。

##### ・火災保険業務

⇒ご自宅の火災保険のこと、ご相談下さい。

##### ・不動産コンサルティング

⇒相続した不動産の売却や個人間での売買など、ご相談を承ります。

### 法務コンサルタント リーガルバンクさかい

〒590-0076 堺市堺区北瓦町二丁4番16号 堺富士ビル4階

TEL 072-226-1501 FAX 072-226-1511

Eメール Kawabata-office@mbi.nifty.com Web legalbank-sakai.com

(受付時間 月～土、午前10時より午後6時まで)

来所での初回相談(1時間程度)は、**無料**です。  
事前にメール又はお電話にてご予約下さい。